

第3次豊橋市環境基本計画策定業務プロポーザル実施要領

1 業務の概要

- (1) 業務名 第3次豊橋市環境基本計画策定業務
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日から平成33年3月24日まで
- (4) 契約上限金額 金 13,900千円（消費税及び地方消費税を含む。）
 - ※消費税率は10%を想定
 - ※平成31・32年度業務終了後一括払い

2 公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格及び業務実施上の条件

- (1) プロポーザルの提案資格は、プロポーザル参加意向申出書（様式1）の提出日現在において、次の各号に掲げる要件をすべて満たすこととする。
 - ア 平成30・31年度豊橋市入札参加資格者名簿（物品・委託業務等）のうち、（大分類03）役務の提供（中分類07）調査委託（小分類03）環境調査へ業者登録していること。
 - イ 愛知県内の本店（本社）、支店又は営業所等で、本市に登録していること。
 - ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
 - エ 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間に、豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領による指名停止の期間がないこと。
 - オ 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間に、豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書（平成26年3月26日付け豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結）に基づく排除処置を受けていないこと。
 - カ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (2) 平成26年度以降に元請として完了した、同種業務の受注実績を有すること。なお、同種業務とは、環境基本計画又は生物多様性地域戦略の策定・改訂業務をいう。

3 担当部署及び問い合わせ先

〒440-8501

愛知県豊橋市今橋町1番地 豊橋市環境部環境政策課

電話：0532-51-2399

ファックス：0532-56-5126

電子メールアドレス：kankyoseisaku@city.toyohashi.lg.jp

4 参加意向申出書等の提出

(1) 提出書類

- ア プロポーザル参加意向申出書（様式1。以下「参加意向申出書」という。）
- イ 会社概要書（様式1-1）
- ウ 業務実績表（様式1-2）

(2) 提出部数

各1部 ※提出書類は、全てA4サイズ・縦長・左綴（2穴）ファイリングにより提出すること。

(3) 提出先

3 担当部署及び問い合わせ先と同じ。

(4) 提出方法

持参（土・日曜日、祝日・休日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）とする。

(5) 提出期限

平成31年5月7日（火） 午後5時必着

*必要な書類は、豊橋市環境部環境政策課ホームページの提出様式類からダウンロードして確認すること。応募書類の提出をもって、本実施要領の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。

URL <http://www.city.toyohashi.lg.jp/38274.htm>

5 参加意向申出に関する質問及び回答

参加意向申出書の提出に関する質問の受付及び回答については、次による。

(1) 質問先

3 担当部署及び問い合わせ先と同じ。

(2) 質問の受付期間

平成31年4月15日（月）～平成31年4月22日（月）午後5時まで

(3) 質問方法

質問書（様式2）により、電子メールで提出すること。なお、必ず電話にて到達確認を行うこと。

(4) 回答 平成31年4月24日（水）

豊橋市環境部環境政策課ホームページ上に掲載するので、質問の有無に関わらず確認のこと。

URL <http://www.city.toyohashi.lg.jp/38274.htm>

6 提案書等の提出を要請する者の確認

提案資格の有無を確認後、提案資格確認結果通知書（様式3）により、提案書等の提出について通知する。

※平成31年5月14日（火）発送予定

7 提案書等の作成及び記載上の留意事項

(1) 提案書等作成上の基本事項

プロポーザルは業務における取組方法について提案を求めるものであり、当該業務内容についての具体的な検討結果や成果品の一部について提案を求めるものではない。業務に係る作業は、豊橋市との契約締結後に、提案書等に記載された内容を反映しつつ、仕様書及び豊橋市が提示する資料に基づいて協議の上、開始することとする。

(2) 提案書等記載上の留意事項

- ア 提案は、図表等を使用し、基本的な考え方を簡潔に記述すること。
- イ 提案書に提案者を特定することができる内容の記述（社名等）を記述しないこと。
- ウ 提案書は、定められた様式に従い記載し提出すること。書類サイズは原則A4判とし、使用する文字の大きさは10.5ポイント以上とするが、図表等では他のポイントを使用してもよい。

8 提案書等の作成要領

提案書等の様式は次に示すとおりとする。

(1) 業務の実施体制、実施方針及び実施方法等を記述する。

- ア 技術提案書の提出について（様式4）
- イ 業務実施体制（様式4-1）
- ウ 予定技術者の経歴等（様式4-2）
- エ 業務実施スケジュール（様式4-3）
- オ 業務実施方針及び技術提案（様式4-4～7）

(2) 参考見積書及び見積金額内訳書（様式は任意）

9 提案書等の提出

(1) 提出書類及び部数

ア 提案書

正本 8（1）ア～オ 1部

副本 8（1）エ、オ 5部

正本、副本ともにA4サイズ・縦長・左綴（2穴）ファイリングにより提出すること。エ、オには提案者が特定できるような記述をしないこと。

- イ 参考見積書及び見積金額内訳書（様式は任意。消費税及び地方消費税込みの金額。ただし、消費税率は10%を想定）各1部

(2) 提出先

3 担当部署及び問い合わせ先と同じ。

(3) 提出方法

持参（土・日曜日、祝日・休日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）とする。

(4) 提出期限

平成31年5月30日（木） 午後5時必着

提出期限後に到着した提案書等は、無効とする。

10 提出された提案書等の取扱い

- (1) 提案書等の著作権は提案者に帰属する。なお、本プロポーザルの契約候補者特定結果に関する公表を行うとき、その他市が必要と認めるときは、市は、特定事業者の提案書等の全部又は一部を無償で使用できるものとする。
- (2) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、豊橋市情報公開条例（平成8年豊橋市条例第2号）第12条第1項又は第2項による第三者に対する意見書提出の機会の付与及び提出書類の公開を行う場合がある。
- (3) 提出された提案書等は、本プロポーザルにおける契約候補者の特定以外の目的では使用しない。
- (4) 提出された提案書等は、返却しない。
- (5) 提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。

1 1 実施要領、仕様書等に関する質問及び回答

(1) 質問先

3 担当部署及び問い合わせ先と同じ。

(2) 質問の受付期間

平成31年5月15日（水）～平成31年5月21日（火）午後5時まで

(3) 質問方法

質問書（様式2）により、電子メールで提出すること。なお、必ず電話にて到達確認を行うこと。

(4) 回答 平成31年5月24日（金）

豊橋市環境部環境政策課ホームページ上に掲載するので、質問の有無に関わらず確認のこと。

URL <http://www.city.toyohashi.lg.jp/38274.htm>

1 2 評価の手續及び契約候補者の特定

提出された提案書等について、第3次豊橋市環境基本計画策定業務プロポーザル評価委員会において下記のように審査を実施して、最も優れている提案者を契約候補者として特定し、契約締結に向けた手續を行う。なお、提案者が5者を上回った場合は、第1次審査により、第2次審査の参加者5者を選定する。

(1) 第1次審査（書面審査）

日程 平成31年6月25日（火）

第1次審査の結果については、第1次審査日から起算して3日以内に、結果通知書（第1次審査）（様式5-1）により、電子メール及び郵送で通知する。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）

日程 平成31年7月11日（木）

時間、場所及び留意事項等については、改めて通知する。

なお、出席者は2名以内（うち1名は業務を中心的に担当する者が望ましい。）とし、ヒアリング時間は、1者当たり20分程度（説明15分、質疑5分程度）を予定している。

(3) 評価基準

別添「評価基準」による。

(4) 契約候補者の特定

ア 提出された提案書等を審査し、最も優れている提案者を契約候補者として、契約締結に向けた手続を行う。

イ 提案者が1者のみの場合でも、本プロポーザルは成立するものとする。

ウ 評価委員会各委員の持ち点を合算した値(750点)の5割(375点)を最低基準点とし、各委員の評価点を合算した値が最低基準点に満たない者は、契約候補者として特定しない。

なお、提案者が1者の場合は、評価項目「業務見積価格」を除く持ち点を合算した値(700点)の5割(350点)を最低基準点とする。

エ 契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者(最低基準点を満たしている者に限る。)を新たな契約候補者として手続を行うものとする。

オ 各委員の評価点の合計が同点だった場合は、評価表の各得点を参考に評価委員の合議により優先者を決定する。

1.3 審査結果に関する事項

(1) 結果通知書

契約候補者として特定し、又は特定しなかった旨を第2次審査日から起算して14日以内に、結果通知書(第2次審査)(様式5-2)により通知する。

(2) 審査結果の公表

契約候補者として特定された者及び特定理由については、特定後に、第3次豊橋市環境基本計画策定業務に係る契約候補者の特定及び特定理由について(様式6)を豊橋市環境部環境政策課内において配置し、これを閲覧に供するとともに、3の担当部署ホームページにおいて公表を行う。

(3) 非特定理由についての説明の請求

特定されなかった者は、書面(様式は任意。郵送又はメール可)により、非特定理由についての説明を求めることができる。

(4) 非特定理由についての説明の請求先

3 担当部署及び問い合わせ先と同じ。

(5) 請求期限

通知をした日の翌日から起算して5日(土・日曜日、祝日・休日を含まない。)目の午後5時までとする。

(6) 回答

非特定理由についての説明の請求に対する回答は、請求期限の日の翌日から起算して5日以内に書面により行う。

1.4 無効となる提案

次に該当する提案は、無効とする。

(1) 本要領に示した提案資格を有しない者の提案

(2) 提案書等に虚偽の記載をした者の提案

(3) 本要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案

- (4) 見積金額が契約上限金額を超える提案
- (5) 評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案

1 5 契約の締結

- (1) 本プロポーザルによって契約候補者を特定し、当該業務に係る見積書徴取の相手方とする。
- (2) 契約条項及び業務仕様は、特定した契約候補者の提案書等による提案内容について契約上限金額の範囲内で協議し、確定するものとする。
- (3) 契約候補者が契約締結までに次のいずれかにより契約が不可能となった場合は、次点の者から順に繰り上がるものとする。
 - ア 2 公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格及び業務実施上の条件に記載した要件のいずれかを満たさなくなったとき。
 - イ 提案資格又は提案内容が無効となったとき。
 - ウ その他事故等の特別な事由により、契約が不可能と認められるとき。

1 6 その他

- (1) 参加意向申出書を提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式7）を持参（土・日曜日、祝日・休日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで）又は郵送により速やかに提出すること。
- (2) プロポーザルに係るすべての費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出後の参加意向申出書及び提案書等の修正、差替え、追加、削除又は変更は、認めないものとする。
- (4) 電子メール等の通信事故について、豊橋市は一切の責任を負わないものとする。
- (5) 特定結果通知をした日から契約締結の日までの期間において、契約候補者となった者が「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けた場合は、契約を締結しないものとする。なお、この場合、豊橋市は一切の損害賠償の責を負わない。
- (6) 契約の履行に当たり、妨害又は不当要求を受けた場合は、本市に報告するとともに、警察へ被害届を提出すること。これを怠った場合は、契約の相手方としない措置を講じることがある。
- (7) 本プロポーザルの手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位によるものとする。